

藤枝市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は静岡県ほぼ中央に位置し、静岡市の西側に隣接している。南北に長く、北部は赤石山系の南端に接し、豊かな緑に恵まれており、山間部から流れる瀬戸川に沿って広がる志太平野に市街地が形成されている。

人口は、平成27年をピークに、減少に転じている。また、生産年齢人口も年々減少している状況である。

産業に関しては、市内企業の約9割が中小企業者であり、地域経済の基盤として雇用を生み出す源泉となっている。業種別では、卸売業・小売業・製造業・飲食業といった業種が目立つものの、突出する業種がなくバランスよく立地している。その中小企業が継続して繁栄できるよう、支援機関が相互に連携して成長する環境、そして将来にわたって活力が維持できる環境を創出していく必要がある。そこで本市は、地域の支援機関と連携しながら、中小企業のチャレンジを活発化させる藤枝ならではの企業支援策である「エコノミックガーデニング構想」の推進に取り組んでいる。

しかし、全国的に中小企業の業況は回復傾向であるものの、大企業と比較して設備年齢は高く、労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。以下同じ。）も伸び悩んでいる。本市も生産年齢人口の減少に伴い、中小企業の人材不足への対応が大きな課題となっており、さらに、資金面から設備の更新に二の足を踏んでいる状況となっていることから、生産性の向上に向けた対策を実施していく必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第2条第1項に定義される中小企業を対象に先端設備等導入計画の認定により、国の補助金採択の優先度の向上や計画に基づく事業に必要な資金繰りの支援など、市内中小企業の先端設備等の投資を重点的に支援し、人手不足を補うICT設備の導入や事業の拡大、収益性の向上を促して市内経済の好循環を創出するものとする。

- ・先端設備等導入計画認定件数を年30件以上とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業の労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市は、突出する業種がなくバランスよく立地しており、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする先端設備等は限定せず、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市中小企業者全ての生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において、対象とする業種は全業種とし、幅広い事業を対象とする観点から、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(令和7年4月1日～令和9年3月31日までとする。)

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定を確保する観点から人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- ・公序良俗に反するものや反社会勢力との関係が認められる先端設備等導入計画は認定の対象としない。

- ・市税を滞納している中小企業者が策定する先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- ・先端設備等導入計画の進捗状況を把握するため、計画が認定された中小企業者は、市が必要とした際には計画の進捗状況を報告するものとする。